

第74回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日

▼
2020年3月31日

日 時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆様の安全確保および新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分

目 次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	
（添付書類）	
事業報告	21
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	53

※本年から株主総会ご出席株主様へのお土産を中止させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 6349)
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様の安全確保および新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第74期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場
受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着



インターネットで議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時30分まで

※ 郵便事情により到着までにお時間を要する場合がございますのでお早めにご投函をお願いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号 123456789	議決権行使回数	10 割	お 願 い
〇〇〇〇株式会社 印 〇〇〇〇株式会社 印					
なお、〇〇〇〇株式会社10月期の株主第〇〇次臨時株主大会（議決権行使書が送付された）において、議決権行使の有、無（賛否）を〇〇〇〇株式会社の代表取締役が行使いたします。					
議決権行使書 受取書 控え	第1号 議決権行使書 受取書 控え	第2号 議決権行使書 受取書 控え	第3号 議決権行使書 受取書 控え	第4号 議決権行使書 受取書 控え	第5号 議決権行使書 受取書 控え
議決権行使書 受取書 控え	第1号 議決権行使書 受取書 控え	第2号 議決権行使書 受取書 控え	第3号 議決権行使書 受取書 控え	第4号 議決権行使書 受取書 控え	第5号 議決権行使書 受取書 控え

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

名称前記と一致しない場合は、賛成の意思表示をしない場合は、賛成の意思表示をしないものと取り扱います。

103-8670

千代田区八重洲1丁目2-1

〇〇〇〇株式会社

みずほ 花子

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役
 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
● 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2・3号議案

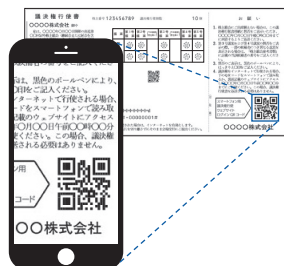
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.komori.co.jp/hp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.komori.co.jp/hp/>）に掲載させていただきます。

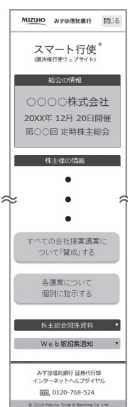
インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

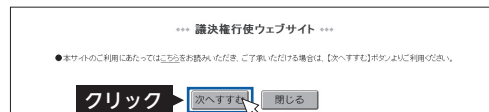


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権をご行使いただけます。

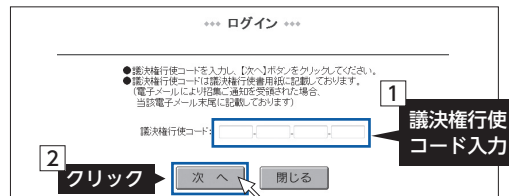
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

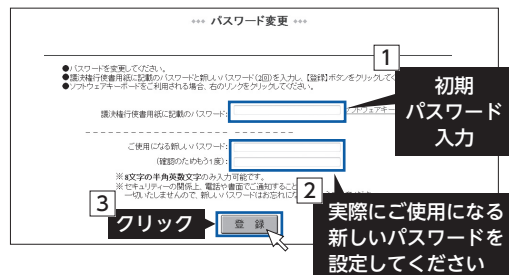
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

(株主の皆様へのお願い)

- (1) 株主総会当日までの感染状況等により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.komori.co.jp/hp/>) に掲載いたします。当日ご来場いただく場合は、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。
- (2) 会場受付付近で、株主の皆様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- (3) ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- (4) 会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されて14日間が経過していない株主様は、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- (5) 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- (6) 議決権の事前行使期限は2020年6月25日(木曜日)午後5時30分です。お早めの行使をお願い申し上げます。

(ご注意)

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。なお、インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (2) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (5) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524 (平日 9:00~21:00)**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324 (平日 9:00~17:00)**

以 上

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6349/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円 総額 559,243,350円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 24,300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 24,300,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位および担当	取締役会 出席状況
1	再任 こもり よしはる 小森 善治	取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 もちだ さとし 持田 訓	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）	100% (13回/13回)
3	再任 かじ た えいじ 梶田 英治	取締役 常務執行役員 営業統括本部長兼DPS事業推進本部長	100% (13回/13回)
4	再任 よこやま まさふみ 横山 雅文	取締役 常務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部管掌	100% (13回/13回)
5	再任 まつ の こういち 松野 浩一	取締役 執行役員 管理本部長兼KNT事業推進 プロジェクトリーダー	100% (13回/13回)
6	再任 ふなばし いさお 船橋 勇雄	取締役 執行役員 つくばプラント長兼技術統括部長 兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌	100% (13回/13回)
7	再任 かめやま はるのぶ 亀山 晴信	社外 独立 取締役	100% (13回/13回)
8	再任 せき ね けんじ 関根 健司	社外 独立 取締役	100% (13回/13回)
9	再任 すぎもと まさたか 杉本 昌隆	社外 独立 取締役	100%※ (10回/10回)

※杉本昌隆氏の取締役会への出席状況については、2019年6月19日の取締役就任以降の状況を記載しています。

候補者番号

1

こ もり よし はる
小 森 善 治

(1939年6月27日生)

再任

略歴、地位および担当

1962年4月 当社入社
 1967年6月 取締役
 1979年8月 常務取締役
 1987年8月 専務取締役営業本部長
 1993年4月 代表取締役社長
 2006年7月 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)
 2009年6月 代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者 (CEO)

2014年6月 代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)
 2019年6月 取締役会長 (現任)

所有する当社株式の数

普通株式 1,049,573株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

候補者番号

2

もち だ さとし
持 田 訓

(1950年8月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1975年4月 当社入社
 1995年6月 取締役経営管理副室長兼秘書室長兼海外営業本部長
 1998年6月 常務取締役社長室長兼本社営業本部長
 2000年4月 常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長
 2001年7月 常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長兼海外営業本部長
 2002年1月 常務取締役営業統括本部長兼海外営業本部長
 2005年3月 常務取締役経営企画室長
 2006年7月 常務取締役兼常務執行役員経営企画室長
 2006年11月 代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長
 2007年6月 代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO)
 2009年1月 代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長
 2011年6月 代表取締役兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企画室長
 2012年2月 代表取締役兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企画室長兼CSR推進室長

2013年4月 代表取締役副社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長

2014年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長兼CSR推進室長

2016年3月 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) つくばプラント長

2017年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)

2019年6月 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長
 コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長
 コモリ インターナショナルヨーロッパビー.ヴィ.代表取締役会長
 コモリ インディア プライベート リミテッド 代表取締役会長

所有する当社株式の数

普通株式 57,245株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

候補者番号

3

かじ た えい じ
梶 田 英 治

(1965年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1988年4月 野村證券株式会社入社
2008年4月 同社大阪資本市場部長
2009年4月 当社入社
2009年4月 海外営業本部輸出2部長
2010年1月 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.出向 (社長)
2012年4月 執行役員コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.出向 (社長)
2012年9月 執行役員経営企画副室長
2013年4月 執行役員営業統括本部長
2013年6月 取締役兼執行役員営業統括本部長
2015年10月 取締役兼執行役員営業統括本部長兼DPS営業推進本部長
2016年3月 取締役兼執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー

2018年6月 取締役兼常務執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー
2019年3月 取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部管掌
2020年2月 取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部長 (現任)

重要な兼職の状況

コモリ シャンボン エス.エイ.エス. 取締役社長代理人

所有する当社株式の数

普通株式 10,900株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

候補者番号

4

よこ やま まさ ふみ
横 山 雅 文

(1953年11月8日生)

再任

略歴、地位および担当

1977年4月 久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社
1993年4月 同社人事部企画課長
1997年1月 同社人材開発グループ長
2000年6月 同社環境企画部長
2003年6月 同社環境エンジニアリング事業本部統括部長
2006年4月 同社環境事業開発部長
2007年4月 同社膜ソリューション事業ユニット長兼クボタメンブレン株式会社社長
2009年4月 同社空調事業部長兼クボタ空調株式会社社長
2012年4月 同社空調事業ユニット長兼クボタ空調株式会社社長

2013年4月 同社電装機器事業部理事
2013年6月 当社常勤社外監査役
2016年6月 取締役兼執行役員管理人事本部副本部長 (総務人事担当)
2017年2月 取締役兼執行役員人事総務本部長
2018年6月 取締役兼常務執行役員人事総務本部長
2019年3月 取締役兼常務執行役員経営企画室長兼人事総務本部管掌 (現任)

所有する当社株式の数

普通株式 5,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

候補者番号

5

まつ の こう いち
松 野 浩 一

(1960年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社
 2004年3月 管理部管理課長
 2004年11月 取手工場工場長室長
 2005年3月 取手工場長兼つくば工場長
 2006年3月 つくば工場長
 2011年2月 つくば副プラント長兼海外生産推進室長
 2012年2月 つくば副プラント長兼つくば工場長
 2012年4月 執行役員つくば副プラント長兼つくば工場長
 2014年4月 執行役員管理本部長
 2014年6月 取締役兼執行役員管理本部長兼KNT事業推進プロジェクトリーダー（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 8,700株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

候補者番号

6

ふな ばし いさ お
船 橋 勇 雄

(1960年12月4日生)

再任

略歴、地位および担当

1983年4月 当社入社
 1998年3月 枚葉設計部設計1課課長
 2004年3月 株式会社小森マシンリー 出向副工場長兼枚葉設計部付
 2006年3月 つくば設計部長
 2011年2月 設計部付シニアプロジェクトマネージャー
 2012年2月 技術統括部付主席技師
 2014年4月 技術統括部長兼DPS開発部長
 2015年4月 執行役員技術統括部長
 2017年2月 執行役員つくばプラント副プラント長兼技術統括部長
 2017年6月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長
 2018年3月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌

2019年3月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌

2020年2月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 1,000株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

候補者番号

7

かめ やま はる のぶ

亀 山 晴 信

(1959年5月15日生)

再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1997年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設
2005年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現任）
2007年6月 当社社外監査役
2010年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2012年10月 株式会社東光高岳社外取締役（現任）
2013年6月 当社社外取締役（現任）
2013年10月 ソマール株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所代表
株式会社東光高岳社外取締役
ソマール株式会社社外監査役

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

社外取締役候補者とした理由

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人財を配置するよう心掛けております。亀山晴信氏には弁護士として培われた専門的知識・経験等を、取締役役に就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、亀山晴信氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、亀山晴信氏の本総会終結時の就任期間は7年であります。

候補者番号

8

せき ね けん じ

関 根 健 司

(1952年5月24日生)

再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1977年4月 テルモ株式会社入社
1998年4月 テルモ・バイヤスドルフ株式会社
出向
2003年1月 テルモ株式会社ホスピタルカンパ
ニー医療器事業プレジデント
2006年6月 同社執行役員
2006年10月 同社関西ブロック長
2008年6月 同社取締役執行役員マーケティング
室室管掌
2010年6月 同社取締役上席執行役員
2010年10月 同社インド・中東事業統括
2013年6月 同社常勤監査役

2015年6月 同社取締役監査等委員
2017年6月 同社顧問（現任）
2018年6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

社外取締役候補者とした理由

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人財を配置するよう心掛けております。関根健司氏には総合医療機器メーカーにおいて海外業務も含め幅広く経営に携わった、豊富な経験と見識を、取締役に就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、関根健司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。また、関根健司氏の本総会終結時の就任期間は2年であります。

候補者番号

9

すぎ
杉もと
本まさ
昌たか
隆

(1970年3月22日生)

再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1994年4月 チッソ石油化学株式会社入社
2002年4月 同社高分子研究所主務研究員
2003年4月 山形大学工学部助手
2004年8月 ノースカロライナ州立大学在外研究員
2007年10月 山形大学大学院理工学研究科助教授（機能高分子分野）
2007年12月 山形大学大学院理工学研究科准教授（機能高分子分野）
2018年4月 山形大学大学院有機材料システム研究科教授（機能高分子分野）（現任）

2018年4月 山形大学大学院有機材料システム研究科教授（機能高分子分野）（現任）

2019年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

山形大学大学院有機材料システム研究科教授

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

社外取締役候補者とした理由

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人財を配置するよう心掛けております。杉本昌隆氏には新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を、取締役に就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、杉本昌隆氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、杉本昌隆氏の本総会終結時の就任期間は1年であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 亀山晴信氏、関根健司氏および杉本昌隆氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。

3. 亀山晴信、関根健司および杉本昌隆氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役朝倉祐治氏が辞任、また、尼子晋二氏および川端雅一氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	あま	こ	しん	じ	
1	尼	子	晋	二	(1956年4月21日生)
					再任 社外 独立

略歴および地位

- 1979年4月 久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社
- 1998年4月 同社枚方製造所鋳鋼製造部技術グループ長
- 2002年10月 同社鋳鋼営業部海外グループ長
- 2005年7月 同社鋳鋼営業部長
- 2009年4月 同社理事
- 2010年4月 同社素形材営業部長
- 2012年4月 同社素形材事業ユニット長
- 2013年4月 クボタマテリアルズカナダCorp. 社長
- 2016年6月 当社社外監査役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

監査役会への出席状況

100%（13回／13回）

社外監査役候補者とした理由

尼子晋二氏は異業種メーカーでの業務および海外勤務や経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識等を活かし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
また、尼子晋二氏の本総会終結時の就任期間は4年であります。

候補者番号

2

きよ

た

むね

あき

清田 宗明

(1957年4月3日生)

新任

社外

独立

略歴および地位

1981年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社
1997年1月 同社財務商品開発部次長
1998年1月 同社デリバティブズ業務開発部次長
1999年5月 同社デリバティブズ業務開発部誌参事役
富士キャピタルマーケット香港出向
2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行市場企画部付参事役
みずほキャピタル・マーケット（HK）リミテッド出向

2004年6月 同行国際為替部長
2007年4月 同行バンコック支店長
2009年4月 みずほ証券株式会社執行役員兼スィスミズほ銀行社長
2010年4月 同社理事
2010年6月 岡谷電機産業株式会社常勤監査役
2012年6月 同社常務執行役員
2014年6月 同社取締役常務執行役員
2018年4月 同社取締役専務執行役員
2020年4月 同社取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

社外監査役候補者とした理由

清田宗明氏は金融機関他、業種の異なる他社での業務および経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識等を活かし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尼子晋二、清田宗明の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。又、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 当社は清田宗明氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の人員を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、補欠監査役選任の効力につきましては、次回定時株主総会開始の時までとしますが、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

い とう たけし
伊 東 毅 (1971年10月2日生)

新任 社外 独立

略歴、地位および担当

2002年 弁護士登録（東京弁護士会所属）
2013年 伊東毅法律事務所開設
2018年 銀座南法律事務所（共同事務所）開設
（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

伊東毅氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験等を活かし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 伊東毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊東毅氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は伊東毅氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。
4. 伊東毅氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の業務執行取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2000年6月29日開催の第54回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額240百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の業務執行取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法および内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる業務執行取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として業務執行取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

業務執行取締役（社外取締役および監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、業務執行取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。なお、対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします。

まず、当社は、本信託設定（2020年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。下記（6）のとおり、本制度に基づき業務執行取締役に対して当初付与する仮ポイントの上限数は、1事業年度当たり42,000ポイントであり、中期経営計画終了時に、中期経営計画における各数値計画の達成度合いに応じて調整するに当たって乗じる係数の上限は1.2であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、252,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2020年5月13日の終値750円を適用した場合、上記の必要資金は、約189百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく業務執行取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役に付与された仮ポイント数および確定したポイント数に相当

する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除きます。) および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、252,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 業務執行取締役に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

業務執行取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数の仮ポイントが付与され、中期経営計画終了時に、中期経営計画における各数値計画の達成度合いに応じて調整され、ポイントとして確定します。業務執行取締役に付与される1事業年度当たりの仮ポイント数の合計は、42,000ポイントを上限とします。また、中期経営計画終了時の調整に当たって乗じる係数は、各数値計画につき0～1.2(0%～120%)の範囲で決定するものとし、何れの数値計画に関しても、未達成の場合に乗じる係数は0(0%)といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、業務執行取締役に付与された後、調整により確定したポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、仮ポイント数の上限および付与済み又は確定済みの仮ポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います)。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる業務執行取締役のポイント数は、原則と

して、退任時までには当該業務執行取締役が付与され後、調整により確定したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「給付対象ポイント数」といいます）。

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

業務執行取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「給付対象ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

業務執行取締役が受ける報酬等の額は、仮ポイント付与時において、業務執行取締役に付与される仮ポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。以下同じとします。）を基礎とします。また、中期経営計画終了時に、中期経営計画における各数値計画の達成度合いに応じて調整されるに当たり、確定したポイント数が仮ポイント数と比較して増加する場合には、当該時点において、差分のポイント数に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額を加算するものとします。なお、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係

る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、原則としてその時点で在任する業務執行取締役に対して、各々が保有するポイント数(仮ポイント数を含みます。)に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により業務執行取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

事業報告（自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響が長期化して、各地域経済に影を落としました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が中国を皮切りに各国に伝播し、第4四半期（1月－3月）での各国経済はこれまでになく下振れしました。我が国の経済も、消費税増税や大型台風等自然災害が影響を及ぼし、さらに第4四半期は、感染症拡大防止のための各国間の移動制限によりインバウンド消費が大幅に減少する等低迷しました。

印刷機械の需要動向は、欧州市場においては、英国のEU離脱が決まったものの、先行きへの警戒感から引続きオフセット印刷機への需要が低迷しており、また、東欧南欧等の代理店地域を中心に各国で需要が低調に推移しました。米国では、オフセット印刷機への設備投資が抑えられる一方で、多品種小ロットに対応したデジタル印刷機への投資が進展しています。中国では、高い生産性を目指す大手印刷会社を中心に、自動化・省力化に優れたオフセット印刷機への投資意欲はあるものの、通貨安や米中貿易摩擦の影響を受け設備需要が先延ばしとなりました。アジア市場およびその他市場では、オフセット印刷機の需要が伸び、加えて証券印刷機の需要も継続しています。日本市場では人手不足の慢性化を背景に、省人化・効率化を目的にした高機能のオフセット印刷機の引き合いはあるものの、景況感の悪化により設備投資の時期に対しては慎重な判断が続きました。

このような市場環境において、当社は当連結会計年度から2023年に迎える創業100周年を見据えた5ヵ年計画の第6次中期経営計画（2019/4～2024/3）をスタートさせました。第6次中期経営計画では、安定的に収益を確保するコア事業（オフセット印刷機事業・証券印刷機事業）、収益化を目指して投資する重点事業（DPS（デジタル印刷機）事業）、中長期的に育てていく新規（育成）事業（PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業）の3つに分類し活動を進めてまいりました。

オフセット印刷機事業においては、昨年4月に中国国際印刷技術展示会「PRINT CHINA 2019」に出展し、多様化するパッケージニーズへの対応機として「LITHRONE（リスロン）G40」による様々なパッケージ印刷の実演や、効率的に多くの印刷に対応が可能な「LITHRONE G37」の実演を通して、世界最大の印刷市場である中国で「Innovate to Create」のテーマのもと自動化・省人化・スキルフリー化による課題解決をアピールしました。この展示会にはDPS事業においても29インチ枚葉デジタル印刷機「Impremia（インプレミア）IS29」を出展し、バリエブル印刷での正確な色の再現や、特殊紙への対応力の高さを実演し、多様なビジネスモデルを提案しました。

なお「Impremia IS29」は、日本印刷産業連合会の定める「グリーンプリンティング資機材認

定」の最高ランクとなる「スリースター」を取得し、環境面においても、高い性能が認められております。

証券印刷機事業では、昨年11月に銀行券印刷業界におけるアジア最大の会議である「HIGH SECURITY PRINTING ASIA」が日本で初めて開催され、30ヶ国以上の国から中央銀行や政府機関より参加がありました。当社も当会議に参加し、併せてつくばプラントで内覧会を実施し当社の紙幣印刷機の技術力をアピールしました。

DPS事業では、大型の40インチ枚葉ナノグラフィックプリンティングシステム「Impremia NS40」のフィールドテストを昨年11月より開始し、2月には国内外の顧客に対し内覧会を開催しました。

なお、第6次中期経営計画に沿った事業の推進は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって甚大な影響が出ていることから当面は経費削減や生産体制見直しを柱とした緊急事業体質強化策を優先して実行することが4月27日開催の取締役会にて決定されております。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は885億5千8百万円（前期比5.2%減）となり、売上高は、776億4千6百万円（前期比14.0%減）となりました。費用面では、為替レートの変動や生産量の減少、サービスパーツ在庫高の期末評価方法見直し等により、売上原価率が前期に比べ上昇し、販売費および一般管理費率も、のれんの償却や研究開発費等の増加および売上高の減少により、前期に比べ上昇しました。その結果、営業損益は34億4百万円の損失（前連結会計年度は27億6百万円の利益）となりました。経常損益は、前期と同様に為替差損が発生した影響もあり、34億8千万円の損失（前連結会計年度は25億2百万円の利益）となりました。税金等調整前当期純損益は、これらに加え、当連結会計年度にて事業用資産の減損損失を177億5千7百万円計上した影響等により、211億7千6百万円の損失（前連結会計年度は24億5千8百万円の利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、繰延税金資産の取崩による法人税等調整額の計上等により、254億7千3百万円の損失（前連結会計年度は14億2千7百万円の利益）となりました。

また、海外売上高は493億7千1百万円（前期比8.2%減）で、売上高に占める割合は63.6%となりました。

なお、上記の減損損失は、当社グループの中核工場であるつくば工場において生産している印刷機械の需要が、先進国市場での書籍や商業印刷物の電子化の影響、さらに新型コロナウイルスの感染拡大の影響の長期化により、想定どおりに伸長せず収益性の低下が見込まれると判断し、製造設備等事業資産の回収可能性を慎重に検討した結果、計上しております。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分 \ 期 別	第73期 2018年度 (前期)		第74期 2019年度 (当期)		前 期 比
	金 額	比 率	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	63,524 ^{百万円}	70.4 [%]	56,864 ^{百万円}	73.2 [%]	-10.5 [%]
修理加工および中古製品販売部門	26,718	29.6	20,781	26.8	-22.2
合 計	90,242	100.0	77,646	100.0	-14.0
う ち 海 外 売 上 高	53,764	59.6	49,371	63.6	-8.2

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

菊全判オフセット枚葉印刷機に、新たに反転機構を備えた「LITHRONE GX40P」を商品化しました。両面ワンパス機能とストレート多色印刷を1台で実現することにより、高い生産性と収益性を可能にしています。シンプルで剛性の高い新型反転機構の採用により、両面印刷時18,000回転の高速安定稼働ができ、さらに、片面・両面印刷ともに優れた厚紙特性を発揮しています。印刷準備時間を極限まで短縮する「パラレルメークレディ」や、試し刷りから印刷までノンストップで完了させる「オートパイロット」等、さまざまなオプションを搭載することで、さらなる品質・生産性の向上が図れます。作業環境の負荷低減はもとより、地球環境や生産環境にも配慮した省エネ・省スペースを実現しています。

当年2月にドイツのグローバルなポストプレスの製造・販売会社であるMBOグループの持分(100%)を取得(子会社化)することについて基本合意に至りました。MBOグループは、1965年に印刷工程の重要な後加工で使用する折機の製造で創業し、50年以上にわたり同分野で欧米を中心に高いシェアを獲得してきた企業です。同社の製品は精度の高さと優れた生産性で知られ、一般の商業印刷物の折り加工から、デジタル印刷機と連結したインライン加工等を含む、複数の差別化技術を持っています。子会社化により、PESP事業にMBOグループの特徴ある製品がラインアップされ、特に当社が進出できていなかった商業印刷の後加工分野へ乗り出すことが可能となります。MBOグループの事業と当社の事業に重複がなく、かつ補完関係にあるため、今後、ポストプレス販売において両社の技術と販売網を融合することにより、効果的に事業構造変革を進化させてまいります。

なお、同社は2020年4月30日に当社の100%子会社化が完了しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、16億7千7百万円であり、そのうち有形固定資産分については、つくばプラントにおけるクレーン設備の更新、製造用の機械装置や工具器具等の設備投資の14億4千万円、無形固定資産分については、自社利用ソフトウェアへの投資等2億3千7百万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度末における長短借入金合計残高は3千4百万円となり、前期末に比べ5百万円減少しております。

(4) 対処すべき課題

印刷産業は、特に先進国では電子媒体普及の影響を受け、出版関係を中心に減少傾向にありますが、商業印刷分野は近年横ばいで推移している状況の中で、中国を中心としたアジア地域では成長が期待されております。また、今後とも物品販売に必要なパッケージの印刷の需要は総じて高く、その成長エンジンは中国を中心とするアジア地域にありますが、日本や欧米の先進国においても、環境問題によりプラスチックから紙器への見直し気運が高まっていることから、世界の印刷市場は中期的には比較的緩やかに成長して行くものと予測しております。

このような市場環境において、当連結会計年度からスタートさせた第6次中期経営計画では、第5次中期経営計画で確立した事業基盤を強化発展させることをねらい、「収益性の向上+成長事業の基盤づくり」をテーマとしています。

第5次中期経営計画（2016年4月～2019年3月の3ヵ年計画）は、既存事業においてモノづくり革新による開発力強化・コスト低減を推し進める一方で、DPS（デジタル印刷機）事業、PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業の推進、ならびに証券印刷機の海外展開等新規事業を拡大してまいりました。同時に、事業の複合化とPESP（プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー）事業を中心とする営業の業態変革による販売領域の拡大によって、事業構造と収益構造の変革も進めました。しかしながら、既存事業のオフセット印刷機事業で欧米やアジア地域が低迷し販売の拡大が想定どおりに進まなかったこと、DPS事業における製品の本格投入時期が遅れたこと、PE事業や証券印刷機事業で市場サイクルにより最終年度の売上が下がったこと等の影響を受けて売上目標をはじめとした数値目標が大幅な未達成となりました。この状況を反省し、成長しつつある新規事業の拡大を早期実現するとともに、2018年4月に販売子会社を設置したインドや2019年4月に販売代理店2社の内1社を子会社化した中国における市場シェア拡大を通して収益性の向上を図ってまいります。

今回の第6次中期経営計画は、第5次中期経営計画で確立した事業基盤を強化発展させることをねらいとしており、骨子は下記のとおりです。

I. 事業役割の明確化と、目的達成に向けた施策の着実な実行

- 1) コア事業（オフセット印刷機・証券印刷機）の収益性向上
- 2) DPS事業の収益化およびリカーリングインカムの確立と拡大
- 3) PE事業の将来に向けた布石
- 4) PESP事業およびリカーリングインカムの推進

II. 中期経営計画の実行体制

- 1) 中長期経営計画達成度合いに応じた業績連動型報酬の導入
- 2) 収益責任を明確にした組織運営とアメーバ経営推進による収益改善
- 3) DDP（仮説指向計画法）の導入による中期経営計画の実現性向上

III. 最適資本構成の構築

- 1) 財務健全性を維持し、資金調達能力とリスク対応資金を確保
- 2) 資本効率を意識し、財務健全性を維持しながら総資産の圧縮
- 3) 総還元性向を80%以上とし、株主還元を充実

IV. 2024年3月期の経営数値目標

- 1) 売上高： 1,160 億円
- 2) 営業利益： 100 億円
- 3) 営業利益率： 8.6 %
- 4) ROE： 6.5 %

*前提為替レート：1USドル=105円 1ユーロ=115円

以上の第6次中期経営計画を推進していますが、2020年に入り中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は日本を含む全世界に拡大し、収束の見通しが立たない状態になっています。海外市場に売上の6割以上を依存する当社にとりましても、当連結会計年度の業績に甚大な影響を受け、さらに2021年3月期に関しても当面、業績見通しが立てられない状況にあります。このため、当社としましては、経費削減や生産体制見直しを柱とした緊急事業体質強化策を第6次中期経営計画に対して優先的に推進していくことといたしました。第6次中期経営計画の3つの骨

子、すなわち収益性向上と成長事業の基盤づくり、マネジメント体制強化および最適資本構成の構築につきましては掛かる状況下でありましても着実に推進し、新型コロナウイルス問題の収拾後に備えてまいります。具体的な再開時期や数値目標等につきましては状況が落ち着き次第、公表する予定です。

また、当社は環境対策として「グリーンプロジェクト」を立ち上げ、2030年までの長期エコビジョンを定めております。これを具体化すべく、環境にやさしい「製品開発を推進するエコプロダクツ」・「企業活動を推進するエココミュニケーション」・「生産設備のエコファクトリー」の「3つのエコ」についてそれぞれの目標を設定し、活動しております。

その中間目標として2020年度までにCO₂排出量のマイナス30%（2010年比）の達成を掲げていますが、すでに達成見込みであり、これらの活動を一步一步着実に進めることにより、ブランド力を高めるとともに業績の向上につなげてまいります。

これらの課題に経営資源を重点的に投入し、全社一丸となって取り組むことで、持続的成長を実現する経営基盤を構築し、企業価値向上を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

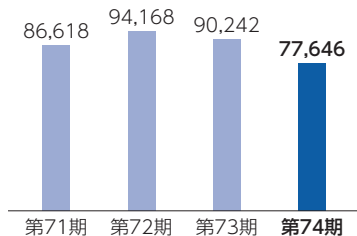
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 71 期 2016 年 度	第 72 期 2017 年 度	第 73 期 2018 年 度	第74期 (当期) 2019 年 度
売 上 高 (百万円)	86,618	94,168	90,242	77,646
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,430	4,420	2,502	△3,480
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	657	3,074	1,427	△25,473
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	10.94	52.81	24.52	△450.11
総 資 産 (百万円)	180,100	181,199	167,370	135,697
純 資 産 (百万円)	131,386	132,451	130,184	97,979
1株当たり純資産 (円)	2,256.47	2,274.80	2,234.61	1,750.80

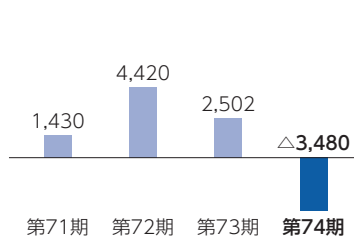
(注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

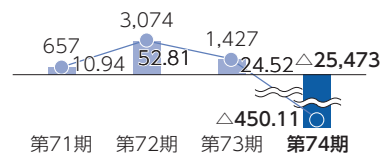
■ 売上高 (百万円)



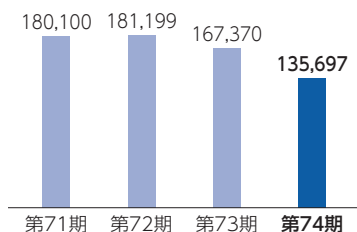
■ 経常利益又は経常損失(△) (百万円)



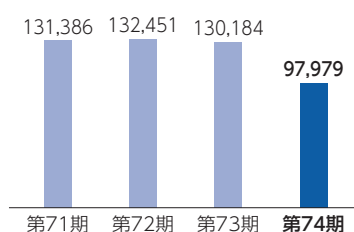
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円) ● 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



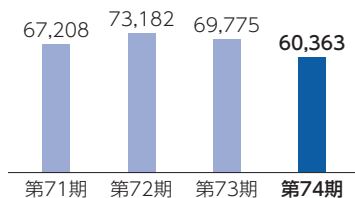
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 71 期 2016 年 度	第 72 期 2017 年 度	第 73 期 2018 年 度	第74期 (当期) 2019 年 度
売 上 高 (百万円)	67,208	73,182	69,775	60,363
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	573	3,532	1,321	△2,175
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△) (百万円)	△569	3,016	929	△23,521
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△9.47	51.81	15.96	△415.61
総 資 産 (百万円)	162,046	160,349	147,428	114,443
純 資 産 (百万円)	122,098	122,943	119,797	90,188
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,096.96	2,111.50	2,057.49	1,612.69

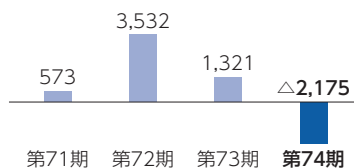
(注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)

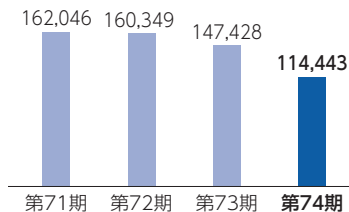


■ 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)

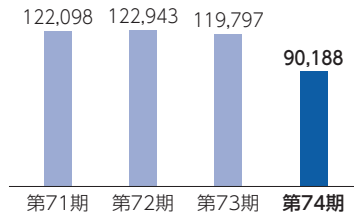
● 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)



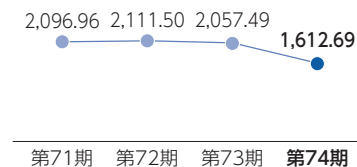
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
株 式 会 社 小 森 マ シ ナ リ ー	百万円 1,600	% 100	印刷機械および装置・部品の製造販売
株 式 会 社 小 森 エ ン ジ ニ ア リ ン グ	百万円 20	% 100	印刷機械および関連機器の設計
株 式 会 社 セ リ ア コ ー ポ レ ー シ ョ ン	百万円 60	% 100	印刷機械その他印刷資機材の販売、製版の製造・販売
コ モ リ ア メ リ カ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	千米ドル 22,194	% 100	当社製品の販売ならびに修理加工
コ モ リ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル ヨ ー ロ ッ パ ビ ー. ヴ ィ.	千ユーロ 1,452	% 100	当社製品の販売ならびに修理加工および地域統括
コ モ リ シ ャ ン ボ ン エ ス. エ イ. エ ス.	千ユーロ 8,000	% 100	印刷機械の製造販売
小 森 香 港 有 限 公 司	千香港ドル 18,116	% 100	当社製品の販売ならびに修理加工
小 森 机 械 (南 通) 有 限 公 司	千米ドル 14,000	% 100	印刷機械および装置・部品の製造販売
コ モ リ タ イ ワ ン リ ミ テ ッ ド.	千新台幣ドル 45,860	% 100	当社製品の販売ならびに修理加工
コ モ リ サ ウ ス イ ー ス ト ア ジ ア プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	千シンガポールドル 2,000	% 100	当社製品の販売ならびに修理加工
コ モ リ イ ン デ ィ ア プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	千インドルピー 500	% 75	当社製品の販売ならびに修理加工

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生 産 拠 点
枚 葉 印 刷 機	つくばプラント、株式会社小森マシナリーおよび小森機械（南通）有限公司
輪 転 印 刷 機	つくばプラント
証 券 印 刷 機	つくばプラント
デ ジ タ ル 印 刷 機	株式会社小森マシナリー
紙 器 印 刷 機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
ス ク リ ー ン 印 刷 機	株式会社セリアエンジニアリング

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社	東京都墨田区
大阪支社	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県福岡市
北海道営業所	北海道札幌市
東北営業所	宮城県仙台市
北陸営業所	富山県富山市
中国営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
つくばプラント	茨城県つくば市
テクノサービスセンター	東京都墨田区
関宿テクノセンター	千葉県野田市

② 子会社等の拠点

株 式 会 社 小 森 マ シ ナ リ ー	山形県東置賜郡高畠町
株 式 会 社 小 森 エ ン ジ ニ ア リ ン グ	茨城県牛久市
株式会社セリアコーポレーション	東京都北区
株式会社セリアエンジニアリング	岐阜県郡上市
コモリ アメリカ コーポレーション	アメリカ イリノイ州
コモリ リースィング インコーポレーテッド	アメリカ イリノイ州
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	オランダ ユトレヒト市
コモリ ユー. ケー. リミテッド	イギリス リーズ市
コモリ フランス エス.エイ.エス.	フランス アントニー市
コモリ イタリア エス.アール.エル.	イタリア ミラノ市
コモリ シャンボン エス.エイ.エス.	フランス オルレアン市
小森香港有限公司	中国 香港特别行政区
小森（深圳）印刷技術有限公司	中国 深圳市
小森機械（南通）有限公司	中国 南通市
コモリ タイワン リミテッド	台湾 台北市
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	シンガポール
コモリ マレーシア エス.ディー.エヌ.ピー.エイチ.ディー.	マレーシア シャーアラム市
コモリ インディア プライベート リミテッド	インド ニューデリー

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
印刷機械製造および販売部門	1,604 名	+ 3 名
修理加工および中古製品販売部門	540	+ 21
管理部門	219	+ 4
合 計	2,363	+ 28

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,129 名	△ 4 名	42.54 歳	18.34 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	34 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 295,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 58,292,340株
 (3) 株主数 4,330名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,385千株	7.84 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,805	5.02
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） アカウント ユーエスエル ノントリーティ	2,175	3.89
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.74
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リユーエスタックス エグゼンプテドペンション ファンズ セキュリティ レンディング	1,929	3.45
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.39
小 森 紀 子	1,748	3.13
小 森 善 磨	1,746	3.12
小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	1,729	3.09
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 5 3	1,539	2.75

(注) 1. 当社は自己株式2,368千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

- ① 取得株式
 普通株式 2,300,676株
 取得価額の総額 2,673百万円
- ② 処分株式
 普通株式 54株
 処分価額の総額 0百万円
- ③ 失効手続をした株式
 普通株式 4,000,000株
- ④ 決算期における保有株式
 普通株式 2,368,005株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	小 森 善 治		
代表取締役社長	持 田 訓	最高経営責任者	株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長 コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー. ヴィ. 代表取締役会長 コモリ インディア プライベート リミテッド代表取 締役
取 締 役	梶 田 英 治	常務執行役員 営業統括本部長兼DPS事業推 進本部長	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.取締役社長 代理人
取 締 役	横 山 雅 文	常務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部 管掌	
取 締 役	松 野 浩 一	執行役員 管理本部長兼KNT事業推進プ ロジェクトリーダー	
取 締 役	船 橋 勇 雄	執行役員 つくばプラント長兼小森グラ フィックテクノロジーセン ター管掌	
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 株式会社東光高岳社外取締役 ソマール株式会社社外監査役
取 締 役	関 根 健 司		
取 締 役	杉 本 昌 隆		山形大学大学院有機材料システム研究科 教授
常 勤 監 査 役	朝 倉 祐 治		
常 勤 監 査 役	尼 子 晋 二		
監 査 役	坂 本 裕 子		株式会社ラクト・ジャパン社外監査役 預金保険機構監事（非常勤）
監 査 役	川 端 雅 一		トピー工業株式会社社外監査役 芙蓉オートリース株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役吉川正光氏は、2019年6月19日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役杉本昌隆氏は、2019年6月19日開催の第73回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役亀山晴信、関根健司および杉本昌隆の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役尼子晋二、坂本裕子および川端雅一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役亀山晴信、関根健司および杉本昌隆の各氏、監査役尼子晋二、坂本裕子および川端雅一の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役	10	226,936
監 査 役	4	57,120
合 計 (うち社外取締役および社外監査役)	14 (7)	284,056 (64,716)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役9名、監査役4名ですが、上記報酬額には2019年6月19日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 報酬限度額は取締役が年額240,000千円（2000年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議）、監査役が年額90,000千円（2008年6月24日開催の第62回定時株主総会で決議）であります。
3. 2008年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
4. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬については、企業価値の向上に向けた報酬体系に相応しいものとすべく、説明責任や業績連動性を考慮したものとするため、月例報酬と業績連動賞与から構成されております。

固定報酬である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内としており、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としております。業績連動の指標としては、原則として連結営業利益の達成度に応じるものとし、具体的な支給総額は、事業年度終了後に株主総会に諮ることとしております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定されます。社外取締役の報酬は、固定額の月例報酬のみとしております。なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、ストックオプション等は該当ありません。

当社は、2018年12月に役員報酬の客観性・透明性を強化すべく、任意の報酬諮問委員会を設置し、活動を開始しております。同委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の計3名にて構成されており、その審議を踏まえた上で、取締役会の決議にて決定します。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとし、月額報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、株式会社東光高岳およびソマール株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役坂本裕子氏の兼職先である株式会社ラクト・ジャパン、預金保険機構および監査役川端雅一氏の兼職先であるトピー工業株式会社、芙蓉オートリース株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	亀 山 晴 信	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	関 根 健 司	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、異業種メーカーでの業務経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	杉 本 昌 隆	2019年6月19日就任後に開催された取締役会の全てに出席し、新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	尼 子 晋 二	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	坂 本 裕 子	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	川 端 雅 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に金融機関の役員としての経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当法定款に基づき、当社と社外取締役亀山晴信、関根健司および杉本昌隆、社外監査役坂本裕子および川端雅一の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	63百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

① 基本方針の概要

当社が取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「コンプライアンス規程」、「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図る。
 - ii) 内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努める。
 - iii) CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制の責任者とし、体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行う。
 - iv) 内部監査室が、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度および業務執行状況を評価する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役および監査役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) CSR・環境推進室長をリスクマネジメントの責任者とし、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応する。
 - ii) 「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント運営要領」を整備し、リスクごとに担当する役員を定め、対応する。
 - iii) 地震等大規模自然災害が発生した場合の行動基準を定めた「地震対策マニュアル」を策定する等体制を整備し、対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 執行役員制度を導入している。
 - ii) 各会議体およびこれらの規程を整備し、会議の効率的な運用を図る。

- iii) 取締役、執行役員および従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施する。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役および執行役員で構成するCSR委員会を設置し、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項を各部門内に周知徹底する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図る。
 - ii) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、リスクマネジメントを行う。
 - iii) CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行う。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置く。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役からの独立性を確保する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制
- i) 当社および子会社の取締役および従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告する。
 - ii) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査役に事前に通知する。
 - iii) 取締役および従業員は、監査役の要請により必要な報告を行う。この報告者は報告を理由として不利な扱いを受けない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行に必要な費用は当社が負担する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 代表取締役は、監査役と会合をもち、意思の疎通を図る。
 - ii) 内部監査室および会計監査人は、監査結果について監査役へ報告する。
 - iii) 監査役は重要な会議に出席して意見を述べることができる。

② 基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」について、グループ会社従業員を対象にしたコンプライアンス教育を国内拠点・子会社20ヶ所、計31回実施し周知を図りました。また、2007年から毎年発行している当社のCSR活動を記載した「環境・社会報告書」の2019年版を発行しました。
 - ii) CSR・環境推進室長に加え、常勤社外監査役も内部通報の窓口にしています。
 - iii) 内部監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価結果に基づき、取締役会で内部統制は有効である旨の内部統制報告書を決議しました。また、内部監査を計画に基づき実施し、結果を社長、監査役等に報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書等は、関係する規程に従って適切に保存・保管しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 年度計画でリスク課題を含む事業目標および施策を設定し、進捗状況、課題等について、執行役員会および全社方針会議にて、報告およびレビューを行いました。
 - ii) 新型コロナウイルスへの対応について、社長をはじめとする経営陣および関係責任者が、刻々変わる状況を踏まえ毎週協議を行い決定し、周知、実行しています。
 - iii) 「首都圏直下型地震発生時リスクマネジメント」等のマニュアルを作成し従業員に配付するとともに、非常時対応訓練、災害対策用品の備蓄を行っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 第6次中期経営計画を第5次中期経営計画の反省と成果を踏まえて策定し、公表しました。
 - ii) 取締役から業務執行を委ねられた執行役員は、年度計画を作成して執行しており、その進捗状況、課題等について、取締役会、執行役員会等で報告およびレビューを行いました。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) CSR委員会を3ヵ月毎に開催し、リスクマネジメント、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価および内部監査の状況について報告を行いました。
 - ii) コンプライアンス教育において受講者にアンケート形式でコンプライアンス上の問題の有無を確認しました。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」で主管部門、親会社の承認事項および報告事項を規定し運用しています。
 - ii) 子会社との定期的な会議や随時の打合せ等で、適宜子会社への指導助言を行っています。
 - iii) 子会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制評価も当社内部監査室が行いました。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
必要に応じて監査役の職務を補助する従業員を置くこととしていますが、現在は、兼任者がこの任にあたっています。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制
 - i) 監査役は重要会議の出席者として指定されており、監査役に報告する体制になっています。
 - ii) 子会社の内部通報窓口も当社CSR・環境推進室長および常勤社外監査役であり、CSR・環境推進室長への通報内容は監査役へ報告しています。

- iii) 稟議書は規程に従い常勤監査役に回覧しており、取締役会の資料は会日に先立って配付しています。
- iv) 重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実に関する通報はありませんでした。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の監査に必要な費用は、予算化し事後処理も含め当社負担としています。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 会長、社長と監査役全員による会合を行い、意見を交換しました。
 - ii) 社外取締役と監査役との間で情報交換を行いました。
 - iii) 監査役と内部監査室長とは定期的に会合をもっています。また、監査役は、内部監査室と合同で監査を行う等、連携を図りました。
 - iv) 監査役は、会計監査人から適宜監査状況について報告を受ける等、コミュニケーションを図りました。
 - v) 監査役は、重要会議の出席者として指定されており、これに出席し、意見を述べました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等に

について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動創造企業の実現」であります。「顧客感動創造企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のため「第6次中期経営計画」を2019年11月にスタートさせました。本中期経営計画の趣旨は、「5次中期経営計画」で確立した事業基盤を強化発展させることをねらい、「収益性の向上+成長事業の基盤づくり」をテーマとし、当社の中核事業であるオフセット事業と証券印刷事業をより強化するとともに、第5次中期経営計画で策定し実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させることにあります。

第6次中期経営計画の骨子は「1. 企業集団の現況に関する事項（4）対処すべき課題」に記載しているとおりです。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の

透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2018年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役9名のうち社外取締役を3名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、社外監査役2名（うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要〈買収防衛策〉

当社は、2019年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2019年6月19日開催の当社第73回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として

当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものいたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。ただし、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、株主の皆様は本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、株主総会を開催することがありますが、大規模買付行為は当該期間の経過後にのみ開始できるものいたします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものいたします。

なお、本プランの有効期限は2022年6月に開催予定の当社第76回定時株主総会の終結の時までといたします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものいたします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもっているものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買

収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と将来の事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定かつ充実した利益還元を継続的にを行うことを最重要課題の一つと認識しております。

この方針のもと、2019年11月に発表しました第6次中期経営計画における株主還元策に則り、安定配当を重視しつつ総還元性向80%以上を目安として、総合的な株主還元の充実に努めております。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回としたうえで、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

2020年3月期におきましては、大幅な損失が計上されたことや、新型コロナウイルス感染症による影響が先行き不透明であることから、期末配当金を、前回予想に対し10円減額し、一株当たり10円といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	97,926
現金及び預金	27,403
受取手形及び売掛金	15,823
電子記録債権	2,416
有価証券	12,821
商品及び製品	17,923
仕掛品	10,481
原材料及び貯蔵品	7,959
1年内満期保険積立金	311
その他の流動資産	3,120
貸倒引当金	△334
固定資産	37,771
有形固定資産	15,650
建物及び構築物	4,673
機械装置及び運搬具	1,648
土地	8,091
建設仮勘定	218
その他の有形固定資産	1,017
無形固定資産	4,983
のれん	3,259
その他の無形固定資産	1,724
投資その他の資産	17,136
投資有価証券	7,134
繰延税金資産	1,582
保険積立金	6,167
退職給付に係る資産	1,542
その他の投資その他の資産	794
貸倒引当金	△83
資 産 合 計	135,697

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	32,792
支払手形及び買掛金	5,826
電子記録債務	10,478
短期借入金	34
未払法人税等	329
前受金	8,737
賞与引当金	930
製品保証引当金	729
債務保証損失引当金	112
契約損失引当金	39
割賦利益繰延	38
その他の流動負債	5,535
固定負債	4,925
繰延税金負債	1,058
役員退職慰労引当金	25
訴訟損失引当金	110
契約損失引当金	56
退職給付に係る負債	2,780
その他の固定負債	894
負 債 合 計	37,717
(純 資 産 の 部)	
株主資本	98,807
資本金	37,714
資本剰余金	37,788
利益剰余金	26,040
自己株式	△2,736
その他の包括利益累計額	△895
その他有価証券評価差額金	1,756
為替換算調整勘定	△1,313
退職給付に係る調整累計額	△1,337
非支配株主持分	67
純 資 産 合 計	97,979
負 債 ・ 純 資 産 合 計	135,697

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		77,646
売上原価	55,396	
割賦販売未実現利益戻入額	0	55,396
売上総利益		22,249
販売費及び一般管理費		25,654
営業損失		3,404
営業外収益		
受取利息及び配当金	336	
受取賃貸料	88	
その他の営業外収益	274	700
営業外費用		
支払利息	7	
為替差損	473	
損害賠償金	171	
その他の営業外費用	123	776
経常損失		3,480
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	259	
受取保険金	55	315
特別損失		
固定資産処分損	23	
減損損失	17,757	
事業構造改善費用	150	
投資有価証券評価損	28	
災害による損失	53	18,012
税金等調整前当期純損失		21,176
法人税、住民税及び事業税		177
法人税等調整額		4,122
当期純損失		25,476
非支配株主に帰属する当期純損失		2
親会社株主に帰属する当期純損失		25,473

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	37,714	37,788	58,797	△5,058	129,242
当連結会計年度の変動額					
剰余金の配当			△2,287		△2,287
親会社株主に帰属する当期純損失			△25,473		△25,473
自己株式の取得				△2,674	△2,674
自己株式の処分			△0	0	0
自己株式の消却			△4,995	4,995	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額）					—
当連結会計年度の変動額合計	—	—	△32,756	2,321	△30,434
2020年3月31日残高	37,714	37,788	26,040	△2,736	98,807

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に 係 調整累計額	その他の包括 利 益 累 計 額 合		
2019年4月1日残高	2,871	△834	△1,169	867	74	130,184
当連結会計年度の変動額						
剰余金の配当						△2,287
親会社株主に帰属する当期純損失						△25,473
自己株式の取得						△2,674
自己株式の処分						0
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額）	△1,115	△478	△168	△1,762	△7	△1,770
当連結会計年度の変動額合計	△1,115	△478	△168	△1,762	△7	△32,204
2020年3月31日残高	1,756	△1,313	△1,337	△895	67	97,979

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	78,587
現金及び預金	18,218
受取手形	3,075
売掛金	13,254
電子記録債権	2,197
有価証券	9,690
商品及び製品	10,945
仕掛品	6,446
原材料及び貯蔵品	5,085
前渡金	165
前払費用	520
1年内満期保険積立金	311
関係会社短期貸付金	7,539
その他の流動資産	1,245
貸倒引当金	△108
固定資産	35,856
有形固定資産	9,559
建物	2,652
構築物	53
機械及び装置	244
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	156
土地	6,142
リース資産	167
建設仮勘定	139
無形固定資産	517
借地権	92
ソフトウェア	387
リース資産	5
ソフトウェア仮勘定	15
その他の無形固定資産	16
投資その他の資産	25,779
投資有価証券	6,982
関係会社株式	11,257
関係会社長期貸付金	761
更生債権その他これらに準ずる債権	19
保険積立金	6,167
前払年金費用	786
その他の投資その他の資産	190
貸倒引当金	△82
投資損失引当金	△303
資 産 合 計	114,443

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	22,591
支払手形	370
買掛金	7,458
電子記録債務	5,846
リース債務	81
未払金	1,788
未払費用	819
未払法人税等	204
前受金	4,102
預り金	566
賞与引当金	667
製品保証引当金	387
債務保証損失引当金	45
契約損失引当金	15
割賦利益繰延	38
その他の流動負債	196
固定負債	1,663
リース債務	174
長期未払金	285
繰延税金負債	991
訴訟損失引当金	110
契約損失引当金	26
資産除去債務	15
その他の固定負債	60
負 債 合 計	24,255
(純 資 産 の 部)	
株主資本	88,439
資本金	37,714
資本剰余金	37,797
資本準備金	37,797
利益剰余金	15,663
利益準備金	2,122
その他利益剰余金	13,541
圧縮記帳積立金	380
別途積立金	36,300
繰越利益剰余金	△23,139
自己株式	△2,736
評価・換算差額等	1,749
その他有価証券評価差額金	1,749
純 資 産 合 計	90,188
負 債 ・ 純 資 産 合 計	114,443

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		60,363
売上原価	47,743	
割賦販売未実現利益戻入額	0	47,742
売上総利益		12,620
販売費及び一般管理費		15,428
営業損失		2,808
営業外収益		
受取利息及び配当金	646	
技術指導料	260	
その他の営業外収益	249	1,156
営業外費用		
損害賠償金	119	
為替差損	321	
その他の営業外費用	81	523
経常損失		2,175
特別利益		
投資有価証券売却益	259	
受取保険金	55	315
特別損失		
固定資産処分損	18	
減損損失	17,757	
災害による損失	53	17,828
税引前当期純損失		19,688
法人税、住民税及び事業税		37
法人税等調整額		3,796
当期純損失		23,521

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2019年4月1日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	382	42,300	1,662
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,287
圧縮記帳積立金の取崩					△2		2
別途積立金の取崩						△6,000	6,000
当期純損失							△23,521
自己株式の取得							
自己株式の処分							△0
自己株式の消却							△4,995
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△2	△6,000	△24,802
2020年3月31日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	380	36,300	△23,139

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	46,467	△5,058	116,922	2,875	2,875	119,797
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△2,287		△2,287			△2,287
圧縮記帳積立金の取崩	—		—			—
別途積立金の取崩						—
当期純損失	△23,521		△23,521			△23,521
自己株式の取得		△2,674	△2,674			△2,674
自己株式の処分	△0	0	0			0
自己株式の消却	△4,995	4,995	—			—
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）				△1,126	△1,126	△1,126
当事業年度中の変動額合計	△30,804	2,321	△28,482	△1,126	△1,126	△29,609
2020年3月31日残高	15,663	△2,736	88,439	1,749	1,749	90,188

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴 毅 ㊞

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 塩谷 岳志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 小森コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴 毅 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塩谷 岳志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 小森コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

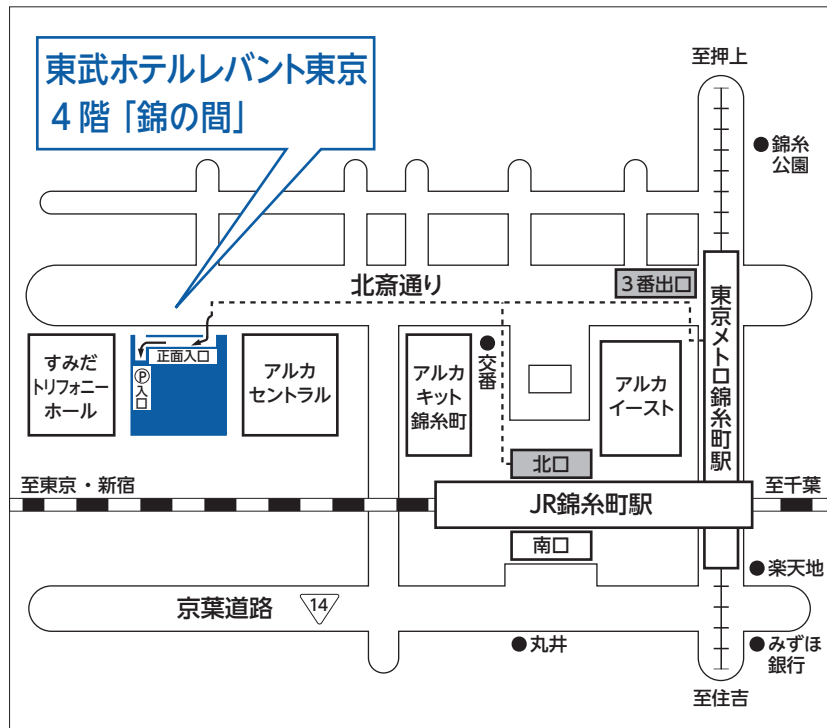
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 小森コーポレーション	監査役会	
常勤監査役	朝 倉 祐 治	㊞
常勤監査役 (社外監査役)	尼 子 晋 二	㊞
監 査 役 (社外監査役)	坂 本 裕 子	㊞
監 査 役 (社外監査役)	川 端 雅 一	㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
Tel03(5611)5511(代)
- 交通 JR総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分